（来室時提出書類）

**病児保育室利用申込書**

病児保育室利用について、以下の通り記載事項に了承したうえで、申し込みます。

* 発熱等により、保育困難になった場合は、速やかに引き取りに来ること。
* 急変・緊急時の医療機関受診の判断は、保育室に一任すること。
* 急変・緊急時に医療機関を受診する場合、保護者は搬入先の医療機関に至急向かうこと。

また、その際の処置に要した費用は児童の保護者が負担すること。

* 万一事故等が発生した場合、その事故などが病児保育室の故意または重大な過失によって発生したものではない限り、その責任は問わないこと。
* 「ひかりの保育園病児保育室利用登録票」の記載内容に変更が生じた場合は、その都度連絡すること。
* 病児保育利用後2週間以内に感染症等にり患した場合は、連絡すること。

令和　　　年　　　月　　　日　　　お子さまの名前　　　　　　　　　　　　　　　　　　　保護者署名

ひかりの保育園病児保育室